

1. 件名:公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター及び六ヶ所保障措置センターの核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時:令和4年7月20日(水)15時15分～17時00分

3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

榊見主任安全審査官、矢野安全審査官

公益財団法人核物質管理センター

東海保障措置センター 技術副主席 他1名

六ヶ所保障措置センター 安全管理課長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

(1)東海保障措置センター

- ・組織改正に伴い新設する保安防護管理室長の職務、役割等について
- ・保安規定の審査基準と保安規定との比較表
- ・原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関するガイドラインと保安規定との比較表
- ・保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との比較表(法第57条第2項第1項 関連)

(2)六ヶ所保障措置センター

- ・組織改正に伴い新設する保安防護管理室長の職務、役割等について
- ・保安規定の審査基準と保安規定との比較表
- ・六ヶ所保障措置分析所「放射性廃棄物ではない廃棄物(NR)」の適用について
- ・保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との比較表(法第57条第2項第1項 関連)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の江田です。本日はですね先月先生いただいた核物質管理センター、東海保障措置センターと6ヶ所をセンターの保安規定、
0:00:12	に係る面談について実施していきたいと思っております各拠点から説明資料、変更内容に係る説明資料いただいておりますので、
0:00:22	それぞれ組織内組織改正の内容とNR規定の追加に係る説明について資料に基づいてご説明をよろしくお願いたします。
0:00:35	それでは核管センター当会の方からの資料に基づいて、説明の方させていただきますと思います。
0:00:42	変更資料の方、4種類ありまして、内容はかなりこれ、多いものになりますけれども、それぞれのポイントとなりそうな要点ところのところだけを、
0:00:52	かいつまんで説明させていただきたいと思えます。
0:00:56	初めに保安規定の審査基準と保安規定との比較表の方の資料になりますけれども、こちらにつきましては、私どもの方で大幅な構成等、
0:01:06	の変更はございませんので、今回の変更し、
0:01:11	申請で、組織改正とか、あと新たに導入したNRとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:16	あとはその所要の見直しでポイントになりそうなところだけをちょっと説明させていただきたいと思います。
0:01:23	早速ですけれどもめくっていただきまして2ページ目のところ、
0:01:27	定義のところ、
0:01:30	定義第3条のところになりますけれども、
0:01:33	三条の第1項の第2号のところ、
0:01:36	今回、所要の見直しとはなりますけれども職員等は、とというところの記載のところ、任期付職員と専門契約書、
0:01:45	クインという言葉を追加しております。
0:01:48	こちらにつきましては、
0:01:51	私どもの方で、
0:01:54	センター内の文章、
0:01:56	職員等の定義っていうのが、
0:02:00	統一
0:02:02	で、今回この記載にさせていただいており

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:04	意味合いとしましては職員等のところは定年制の職員と、あと任期付職員ということに二分されますので、その任期付職員というのを追加したのになります。
0:02:17	内容につきましては、定年制とは別で、職員のうち、一定の
0:02:22	雇用計画を、
0:02:25	中途採用であったり、経験者採用がこれに当たるものになります。
0:02:31	結びの専門契約職員になりますけれども、こちらにつきましては契約、
0:02:37	職員がうちの
0:02:41	専門契約職員
0:02:42	つくの。
0:02:44	内容としましては、
0:02:45	契約職員のうち、準提携型業務について専門的知識と説明経験を持って、
0:02:52	各部署の一部職務を行うものとして雇用されたもの。
0:02:56	内容につきましては、うちの保安活動を行う者にはまだ該当するものはいないんですけれども、情報管理の業務であったり、あとは経理契約の業務、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	ものがこちらに該当します。
0:03:10	従前の記載でもあるんですけども、そういった、
0:03:13	契約職員という枠がありまして、そちらにつきましては各種業務の補助的な職務を行うものとして雇用されたものとなりまして、各課で採用、
0:03:24	波食庶務対応を行うものとなります。
0:03:27	こちらが今回所要の見直しということで、新たに追加させていただいたものとなります。
0:03:36	はい。
0:03:37	続けてですけれども、品質マネジメントシステムにかかるところは、別な資料を用意してございますので、そちらのときに、説明の方させていただきます。
0:03:50	次のポイントになりそうなところとしまして、ページ数につきまして17ページ。
0:03:55	右側の枠のところの職務のところと第6条のところ、
0:04:03	こちらの所要の見直しになりますけれども組織改正に合わせて、記載、各職員の職務内容の記載の書きぶりのところ、場所を修正しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:16	一つは大幅にといいますか、変更した箇所としまして、
0:04:20	第1号のところですか。職務第6条の第1項の第6号のところ、
0:04:26	第5号のところ、
0:04:29	と、
0:04:31	県さあ分析部長は、第6号及び第7号に係る保安活動を総括するという形で、ちょっと簡潔な記載にさせていただいております。
0:04:41	まず、ページとしているところとしましては、
0:04:45	その6号、7号がございます。
0:04:48	検査分析部長の会の職員に当たりますけれども、そちらの業務をどう端的に、その二つの、
0:04:56	業務を総括するというので、簡潔に記載させていただいております。
0:05:02	次の第6号のところの東海分析課長はというところで、
0:05:07	これは従前の書きぶりで行きますと、ちょっと複雑な書き方にはなっていないですけれども、
0:05:13	こちらの方も簡潔に、
0:05:16	分析課長。
0:05:18	今回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:19	上席課長が行う業務というのは、本体設備の維持保守と、あと核燃料物質等の使用に係る保安活動になりますので、そちらを簡潔に記載したということになります。
0:05:31	7号の記載につきましては、当会検査活動は、
0:05:36	細野措置検査機器の調整校正作業に係る保安活動を行う、こちらも修文の方でございます。
0:05:43	Aとしているところとしましては、今までは失明場所の方も明記し、記載してたんですけども、
0:05:51	他の5の記載のところと、ちょっとそこだけがちょっとトーンが異なる
0:05:58	こちらは簡潔に、保障措置検査、
0:06:01	機能調整校正車両に係る保安活動を行うという形で、簡潔に記載の方させていただきます。
0:06:11	めくっていただきまして、
0:06:13	次が、
0:06:16	19ページのところ、
0:06:20	こちらもそれをのみお伝えなりますけれども、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:26	保安、別表第2の保安教育のところで、今まではうちの私どもの方で、 使用放射線業務従事者は使用等の業務です。
0:06:36	保安設備の運転保守に従事する者を、放射線管理の業務に従事する者の 3区分にしておりましたが、このいずれにも該当しないもの。
0:06:48	該当しない放射線移動従事者というのがどうしても発生してしまいます ので、そちらの方は、六ヶ所の方の、
0:06:54	整理の方法に、に準拠した形です。
0:06:58	記載の方を、
0:07:00	それとは別に、その法律業務従事者のうちでも、その3区分、従前の3 区分に該当しないものということで、その他の業務に従事する。
0:07:11	る者。
0:07:12	追加させていただいております。
0:07:16	具体的な、こういった内容数になりますと、
0:07:20	例えばですけれども、物品の納品とか、管理区域内にどうしても納品す るものとかの検収作業であったり、
0:07:28	あとは、保安規定に規定する以外の巡視点検、
0:07:33	方だけの業務を行うものとかんとを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:38	この
0:07:39	カテゴリーの中に、本当は、
0:07:41	当てはまりませんので、新たにちゃんとそれを外に出したという形で す。
0:07:45	それに伴いまして、その者たちに必要な教育というところを定義をし て、追加したものとなります。
0:07:53	と合わせて、あと放射線業務従事者、
0:07:57	以外のものが、一番右側のところにありますけれども、こちらは基本的 には管理区域の外の業務だけに従事する者、
0:08:07	で、かつ、私どもの方の保安規定の第
0:08:11	1 第 1 の方に組織体系図の方つけてますけれども、その組織体計算の中 に含まれるかつつ、
0:08:21	その中のうちで方針、管理区域に、
0:08:24	内で業務を行わないもの。
0:08:27	についての、
0:08:29	分類となります。
0:08:31	具体的には、周辺監視区域、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:36	管理区域のその周辺監視区域への点検作業を行うもの。
0:08:46	期
0:08:48	そうです。発送契約職員、総務課もこの辺、
0:08:54	まず年度で、そういったものたちがこちらのところに該当します。
0:08:57	そういった見直しの方を伺っております。
0:09:04	次のポイントになりそうな箇所としましては、ページの 23 ページの方、
0:09:10	2、遵守点検。
0:09:13	の休日の表の方、整理しておりますけれども、こちらのところで、一つは、
0:09:21	休日のときに、管理区域の出入口かその扉のところも、
0:09:25	管理の
0:09:27	場所というところを変更させていただいております。
0:09:35	こちらの寄付するところとしましては、私どもの方で、そのポーターン時、
0:09:41	従前休日等は、旧分析等と調整措置分析等都心分析等につきましては、 建屋の出入口扉を施錠して、そちらが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:51	で管理してたんですけれども、今、私どもの所長措置分析棟と心分析棟の方は、
0:09:58	建屋の入口の会議が、
0:09:59	シリンダー企画方式からカードキー方式に変更しまして、
0:10:04	休日の純資産が管理すべき、直接管理する対象となります。
0:10:09	管理区域の出入口扉を、
0:10:12	直接確認することができるようになりましたので、統制所いることの場合。
0:10:19	手帳確認場所の方を、今回の武藤小池の変更に合わせて変更したいと考えております。
0:10:32	そういう経過を作って、
0:10:34	きました。
0:10:36	根井中、
0:10:39	25 ページのところにありますけれども、
0:10:45	こちらもそれらの見直しとありますけれども、25 ページの、
0:10:49	右のところの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:52	低利制限区域に係る措置、第 28 条のところの記載になりますけれども、
0:10:58	こちらの方は、従前私どもの方のこの保安規定の審査基準にある、後程 また別途説明させていただきますけれども、1 時管理区域、
0:11:08	に係る措置というところとあわせて立ち入り制限区域に係る措置のところ、従前は分析課長。
0:11:16	ということに限定してたんですけれども、こちらの立入制限区域 1 時間、管理区域ともに、
0:11:27	面積課長だけではなくて、それぞれそそうする義務業務、
0:11:33	安全施設か。
0:11:36	も、設置する。
0:11:39	スペースがうんとあるということで、
0:11:44	様々なケースを想定しまして、それ、
0:11:47	実施できるものっていうのは、各かちっとからの申し出によって最終確認者の所長が行っちゃう。
0:11:53	終章に場所長が行うということに変更させていただきたいと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:00	そちらは主務の方変更したことに伴いまして、
0:12:06	例えば用語のところですね、
0:12:10	以前は安全管理費、
0:12:14	安全施設課長から、
0:12:16	の同意を得るっていうことになったんですけれども、こちら所長はとい う
0:12:21	主語から先は調べておりますので、
0:12:24	助言を得るという形で、日本語上の体裁の表現上の修正のほうを行って おります。
0:12:31	があります。
0:12:32	はい。
0:12:33	平井。
0:12:34	今日でもありません。
0:12:35	はい。藤井。
0:12:40	パパの、
0:12:45	めくっていただきまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:48	26 ページのところ、今回管理区域から物品を持ち出すものとして、従前の物品等に加えて、補正廃棄物ではない廃棄物、
0:12:59	いうのを伺いましたので、加えたく思っておりますので、26 ページのところその記載のほうを、
0:13:05	を追記しております。こちらにつきましては、後程 N R の説明の際に改めてさせていただきたいと思っております。
0:13:14	まず 28 ページのところの、
0:13:18	の絵も同様に、管理区域外への取り組みの持ち出しということで、こちらの方にも記載のほうはさせていただいております。
0:13:29	こちらの続きまして 29 ページの方、
0:13:33	につきましてもこちらもここが直接的なところになりますけども、放射性大樹物でない廃棄物に関する取り扱いについては、原子力安全保安院が制定する文書、
0:13:45	もう 1 人通り定められていることということが要件となりますのでこちらにも、
0:13:50	の方させていただいて、
0:13:56	その辺としましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:06	保安規定の審査基準、
0:14:09	につきまして、調査の整合性につきましての概要の説明は以上となりまして、大きな変更。
0:14:16	は特にございませぬ。
0:14:18	東海の方は以上です。
0:14:26	続けて6ヶ所の方からでよろしいでしょうか。
0:14:34	はい。
0:14:36	六ヶ所センターの法案整理、関する変更点の松村ポイントについてご説明させていただきたいと思ひます。
0:14:45	東海と同様に保安規定の審査基準と保安制との比較表を用いてご説明させていただきます。
0:14:52	まず最初にですね、1 ページ目の第3条の関係法令及び規定の遵守というところでは、新たに、センターの役員、職員のほかに任期付職員、
0:15:05	そういうものと、あと専門契約職員、
0:15:08	というものを加えました。この加えた理由については先ほど東海センターの方からご説明があった通り、ですので省略させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:19	次に、保安に関する組織になりますが、新たに組織の変更に伴いまして、素案報告管理室長と設備課長をそ追加、
0:15:33	しており、新設しております。
0:15:35	で、その細かいところにつきましては、別な紙にあります組織改正に伴い新設する、考案棒管理室長の職務、役割等についてに記載して、
0:15:49	あるところになります。
0:15:52	まず保安帽管理室長の方では、6ヶ所増設センターの保安に関わる品質管理の実施を行う部署として新設いたします。
0:16:03	これは現在の品質管理に関わる活動に加えまして、より効率的かつ継続的な改善活動を実施するための体制を強化する目的で新設された。
0:16:18	はい。あと、設備課につきましては、従来、分析課が行ってた業務を分離した形になりまして、今ご説明申し上げてるこの組織改正に伴い新設する、
0:16:33	保安帽管理所のトップの役割等の次の、
0:16:36	ページをご覧になっていただきたいと。
0:16:39	これをめくっていただきますと、補六ヶ所センターの保安制の第6条の職員についての時、現行と改正後の分割のことについて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:49	記載しておりますのでこちらの方、
0:16:52	使いまして紹介させていただきますが、従来の分析課長の仕事としましては、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備、
0:17:01	を用いた、核燃料物質の使用等及び共用設備の管理に関わる保安活動を行うこととしておりました。
0:17:10	これを改正したことによって、分析課長が実際、
0:17:16	行う仕事としましては、使用施設、貯蔵施設、IT施設の設備、
0:17:21	を持っていた核燃料物の使用予算及びスーパーに関わる保安活動を行うこととしました。
0:17:28	一方、設備課長は、主要施設の構造、中央施設、貯蔵施設、廃棄施設の平均設備及び共用設備の管理。
0:17:41	並びに核燃料物質によって汚染された物の配置及び運搬に関わる保安活動といたしました。
0:17:48	分析課長は主に核燃料物使用を行う部署といたしまして、設備課長の方では、設備の管理とか、あとは放射性廃棄物関係の
0:18:01	業務、このような形で分離いたします。
0:18:06	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:07	また審査基準と保安規定の比較表の方に戻りまして、品質マネジメントシステムの中では、定義がありましてそこで
0:18:19	今回、この後ですね、保安で出てくる保安防護管理室長、室長に略することと、あと、6ヶ所分析課長分析課長に
0:18:33	検査、分析部長となるものを部長と略すと記載、
0:18:41	しております。
0:18:43	はい。
0:18:44	ここから品質マネジメントシステムについての大きな変更点はございませんので、このまま、
0:18:52	資料の方、先に行きまして、
0:18:56	10、
0:18:58	オペ。
0:19:00	失礼しました。
0:19:04	うん。
0:19:06	9ページに飛びまして、ここで主要設備の操作のこと、第15条に記載しております。こちらの方では、これまで分析課長が行ってた業務を設備課長の方に変更した、する変更をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:24	はい。で、その同じページの下の方に行きまして臨界管理につきましては、これまで通り分析桂核燃料物の使用の方の業務を行いますのでこちらは変更なく分析活動が、臨界管理を行う。
0:19:39	いうふうなご説明しております。
0:19:44	20 ページにいきまして麻生の維持については設備関係のことを規定しているところですので、こちらは分析課長の方から、設備課長。
0:19:54	に変更しております。
0:19:57	続きまして 20 条につきましても、これまで分析課長が主に行っていたというところなんですけど、こちらの方も、設備課の設備課と、所長としまして、それに伴い、分析課長設備課長の方に変更をしております。
0:20:16	この次に飛びまして、次は、
0:20:22	24 ページですね、放射性廃棄物ではない、廃棄物の管理ということで新たに放射性物質廃棄物でない廃棄物の管理の仕方について、
0:20:33	ストーリー
0:20:34	今、こちらの方は後程ご説明申し上げ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:39	次に行きまして 25 ページですね、放射性気体廃棄物の管理につきましてもこれまで分析課長を行っていたところを設備課長に変更しております、また、放射性気体廃棄物の管理につきまして、5 分、
0:20:54	整備課等の方に、
0:20:59	その次に行きまして 26 ページになります。
0:21:04	ここでは核燃料物受払い関係の増になるんですけども、まず周辺監視内における運搬につきましてはこれまで分析活動を行っていたんですけどこちらを、
0:21:15	核燃料物質の運搬に関わる業務を分析管理すること、あと放射性固体廃棄物を運搬する場合は、設備課長が行うことを規定しております。
0:21:29	次に、27 ページになりますが、周辺監視ぐらいにおける英文化につきましては、これは核燃料物質の運搬が主な仕事となりますので、
0:21:40	こちらの方はこれまで核燃料物質等という言葉を使っていたんですけど、核燃料物という言葉に文言を修正しております。
0:21:52	はい。主な変更点としましては 6 ヶ所センターとしては以上となります。
0:22:08	原子炉規制庁荒です。それはあれです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:12	この資料は、
0:22:15	また別途説明ってことで、
0:22:21	はい。
0:22:22	続けて、NRの資料の開示を説明させていただいてよろしいでしょうか。はい、瀬谷ですよろしく申し上げます。
0:22:30	はい。それはトーカイの方から、原子力設備における放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いに関する。
0:22:37	ガイドラインと保安規定の比較表を用いて、主な内容の方説明させていただきます。
0:22:44	こちらも
0:22:46	この規定の審査基準でもこちらのガイドラインに則して記載がされることというのが要求要件になるかと思しますので、こちらのガイドラインの方を左側の方に記載をしまして、
0:22:57	その要求事項、下線引かせていただいた部分ですけれども、そちらが今回
0:23:04	変更申請させていただきました保安規定
0:23:07	とか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:11	整理したもの
0:23:13	こちらのNRに関しての条文としましては、第33条の2の一条のみとなりますので、
0:23:22	あの、
0:23:26	33条の2項のところに、2項の2にすべて記載してあります。
0:23:33	はい。で、東海の方の特色としましては、
0:23:37	一つは、
0:23:38	うん。
0:23:40	第33条の2のところの、第3号のところですか。管理区域から放射性廃棄物内廃棄物を持ち出すまでの間は、
0:23:51	他の取材と、
0:23:53	及び物品等の混在防止を講ずると、適切な管理が行われていることという事で、ガイドラインの方では、
0:24:01	説明管理されていることっていうのみが要求要件となっておりますけれども、
0:24:07	混在防止、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:09	方向することというところは、の要求要件になってますけれども、こちらの方は、それに加えて、火災対策とかで、可燃物と不燃物を分けるとか、
0:24:21	そういったものの措置とかも必要であろうということで、同等という形でこちらの方を記載させていただいております。
0:24:28	この内容の詳細につきましては、私どもの方では、下部要領、下部文書としまして安全管理作業要領がありますので、そのところに、明確に明確なルール
0:24:43	を合わせまして、東海の特徴としまして、当会の方では、汚染の恐れのある管理区域としまして、新分析等の管理区域、
0:24:52	非密封状態でして、核燃料物質を使ってですと。
0:24:56	合うスペース。
0:25:00	保障措置分析等を開発し検討、二つの方にそれぞれ管理区域があります。そちらの保障措置分析等々、管理かつ試検討が、その汚染の恐れのない管理区域、
0:25:14	に該当します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:15	が、その付帯施設、主に、もともと当初は日比区の化学燃料物質を取り扱う第一種管理区域として運用してた。
0:25:25	管理区域で、そちらの、
0:25:27	変更許可申請、
0:25:29	によりまして、
0:25:32	一般区域へ戻した。
0:25:34	ところと、あと
0:25:36	第二種管理区域に変更した、区分変更した箇所がありますので、
0:25:41	確実にこのNRの要求事項を担保できるように、そちらの方施設、
0:25:52	運用しているところにつきましても、もともとは汚染の恐れ、
0:25:57	ある管理区域でやってありましたので、安全側を考慮しまして、それぞれ厳しい管理を、当然施設に適用して運用することを検討し、考えておりますので、ちょっとその記載のほうに、
0:26:11	記載にしております。
0:26:15	それに係る記載の方はちょっと
0:26:18	舌足らずでありますけれども4ページ目のところの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:24	上の枠のところの下のアに米印で右側の方の条文のところに書かせていただきました。
0:26:30	大きく、
0:26:33	安全側に考慮し、汚染の恐れのある管理区域において使用された物品と東洋の管理をするということで、汚染の恐れのあるなしにかかわらず、厳しいほうの管理、
0:26:44	の要求事項を適用したということに
0:26:49	今回の方、
0:26:53	東海の方のエラーに関する
0:26:57	特色としては以上となります。
0:27:07	続きまして6月センターのNRにつきまして、説明の方がいいと思います。
0:27:12	6月センターの資料といたしましては、法制、
0:27:16	廃棄物ではない廃棄物になる適用について、
0:27:19	この資料がございますので、こちらの方で説明したいと思います。
0:27:23	ページをめくっていただいて、まずはじめにというところなのですが、こちらにつきましては、それぞれ、水野城戸に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:32	基づいて、この資料を作っているということになる、お伝えさせていただきます。
0:27:38	2 ページ目を入れていただきまして、先ほど東海から説明がございましたところと同様ですが、まず、NRを判断しようとするものについてご提示していただきます。
0:27:50	6月センターにつきましても、東海と同様に、第31条の2につきまして、NRの管理についてすべて、
0:27:57	伝えてる形であった。
0:27:59	31条の2につきまして、まず安全管理課長は、構成廃棄物でない廃棄物を判断する場合は次のものに、
0:28:07	次に定める事項を確認するという判断をお伝えしております。
0:28:12	今までと判断するものの対象範囲としましては、ガイドラインを参考といたしまして、莫大に記載されております。まず資材としまして管理区域、
0:28:22	汚染の恐れのある区域及び汚染の恐れのない区域において設置された金属、コンクリート類、ラック、
0:28:30	待遇プラスチック等という形に努めます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:33	物品につきましては、同様に管理区域において使用された工具類等という形で、範囲の方ガイドラインを網羅して決めております。
0:28:43	3 ページ目をめくっていただきましてこの次ですね、等判断する場合の実施事項といたしましては、最大の参考にそれぞれ、
0:28:51	判断事項を四つ設けておりまして汚染恐れがないといった場合につきましては、適切な汚染対策を行うことを確認され、
0:29:01	設備管理された使用履歴別状況の記録等による汚染の内部とファンがい るとい形になっております。
0:29:08	汚染の恐れのある区域についてにつきましては、
0:29:13	先ほど話しました使用履歴等の記録プロの、
0:29:17	6 項の確認により、補填がないことを判断する。
0:29:22	汚染部位を測定部に行った場合には残った汚染されてないよりは、N R とすることができるといったことの方ですけれども、相当、
0:29:32	信頼性を高める観点から、念のための構成測定を行って、測定結果は理 論検出経済局の見解未満であることを確認するといった試験を行って おります。
0:29:43	③④につきましては、基本的には資材と本当ヨーロッパ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:48	なりますのでこの方は割愛させていただきます。
0:29:51	②以降といたしまして、各課長は、安全管理課長が、NRのファンドそのものについては、
0:29:58	管理区域を配置するまでの間、
0:30:00	昨年度物等により汚染されたものとして存在防止を、
0:30:05	元兆候であると、所要の管理を行うという形になっております。
0:30:09	六ヶ所センターといたしましては、講義細胞を講じる。
0:30:14	他、固体廃棄物と同様に、パネル等がありますので、
0:30:36	そうですね、始まりの間にですね、一時保管が必要となることから、同様に、防火対策等を行うことからその所定の作業を行うといった旨の方、記載しております。
0:30:50	続きまして、4ページ目の方は行っていただきまして具体的な、これからの運用の形がありまして、何の判断する場合に使用する記録類と確認項目の例というものもまとめてございます。
0:31:03	資材等につきましては、汚染の恐れのない区域につきましては、記録の例といたしまして、
0:31:09	基本図面、機器廃棄物関係等事情で点検、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:14	設備運転状況、サービスでございましたり、中性子線による交差点等社交性の評価結果を記録として確認すること。
0:31:24	確認項目といたしましては、
0:31:26	逆により隣接する区域から汚染合算する可能性がないか。
0:31:30	汚染の系統の接続はないか、逆流の発生はないかなど、中性子の線量は園部平田あっと必ずと記録により確認するという形になって、
0:31:41	汚染の恐れのある区域につきましては、上記の記録のほか、異常時の発生記録でありましたり、不具合を抽出した記録の追加日報、作業報告書を用いまして、
0:31:52	作業に応じたグリーンハウスキョクハイトウ等により、設備設置されており、作業後に汚染が残っていたかなど、
0:32:00	同等のエリアの当該エリアに対して、計画外の汚染の発生は感情低下などにより、第5は、
0:32:10	NRを判断するかどうかを確認する形になって、
0:32:13	物品につきましては、汚染の恐れのない区域、汚染合わせ溢水、合わせまして上記のほか、管理区域作業届出品の写真、汚染検査の記録等につきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:24	揺動等の曜日。
0:32:25	汚染防止の時、作業後のホンザイ防災適切であったのかと。
0:32:29	物件自体に表面造成がなかったなどを確認して、N Rと判断するといったものできております。
0:32:38	5 ページ目につきましては、ガイドラインにつきまして本県の記載通り続けてることなので割愛させていただきます。
0:32:48	6 ページ目を歳出いただきまして、中性子線によるお好き。
0:32:52	佐藤線の評価方法につきましては、原子力施設におけるN Rの取り扱いに関する報告書を参考に評価を行うこととしております。
0:33:02	対称性としましては汚染の恐れのない区域、汚染の恐れのある区域、両方とも会長としております。
0:33:08	まず、A評価につきましては、一つ目としては記録による評価。
0:33:13	ブロックによる評価につきましては二つ考えてございます。
0:33:17	衛生構造図、または運転ある挙動の保安の記録による縫製汚染の3、二つ目としまして、作業環境測定記録による方策、青線の判断といった時を考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:31	こちらにつきまして、女性性能評価につきましては、先ほど話しました原子力施設における構成廃棄物内廃棄物の取り扱いに関する報告書。
0:33:41	を参考に、6.25m S v イベントでございます。
0:33:46	三つ目といたしまして特定業評価につきましては、実際に安全管理課の方で、区域の抽選を、
0:33:53	特定せず、大阪、
0:33:55	青、
0:33:56	判断グループという形になります。こちらの基準につきましても、同様に中性子線で6.25m S v 以下である場合には、
0:34:04	大竹大坂汚染を考慮する必要がないということで判断いたします。
0:34:09	最後に、
0:34:10	計算等による評価という形で、抽選線量が仮に6.25m S v を超える場合には、放射計算または対象とする形成を行い、
0:34:21	理論検出限界曲線の検出限界未満で評価するといった形になってございます。
0:34:30	続きまして、9ページ目に入らせていただきまして、念のための法定測定評価方法、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:37	入らせていただきます。
0:34:38	こちらにつきましても、取り扱いに関する報告書、及び構成廃棄物ではない廃棄物に関わる現地測定調査報告書を参考に、
0:34:49	評価を行うものと、
0:34:51	内容といたしましてはまず特定行為等の選定という形に入らせていただきまして、
0:34:57	汚染のないことを記録で確認していることからサンプル設定時、測定ポイントは、汚染の蓋然性を考慮して設定するという形になって、
0:35:07	測定ポイントの数の例といたしましては、浸透性がないもの、浸透性があるものとしてそれぞれ考え方を変更して、測定ポイントを含めるという形。
0:35:21	三つ目といたしまして特定方法といたしましては先行性がないものにつきましては、サーベイメーターでの即施行または間接による測定を、
0:35:31	行います。②としまして、公共性があるもの、内部取り込みをするものを含めましては、電車の直接間接及び、
0:35:39	各種分析想定による測定という形になってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:43	三つ目として、西條のものにつきましてはツールになるように関わって、各分析装置により測定していただきます。
0:35:53	測定時間につきましては、バックグラウンド変動を考慮した理論限界曲線を用いまして、検出限界
0:36:01	率が減少となりうる異なる範囲の特定時間として設定する人たちとなっております。
0:36:07	こちらにつきましては参考で、
0:36:09	参考のほうを、
0:36:12	受けてございます。
0:36:13	この見積もりの発足手配を設定することが合理的というところで、そして具体案を設定しまして、
0:36:20	をいたします。
0:36:22	最後に、業務フローの説明をいたします。
0:36:26	N R I するまでの流れといたしましては、まず申請か分析か設備か等がございしますが、沈静化の方がまずN Rの対象物の方を選定いたしまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:38	汚染の防止対策を行った記録の成立を、安全管理課としましては、形状の測定技術力がございますので、申請課の方に提供する、していただくようになってございます。
0:36:51	別にペーパーの方がN Rの申請を行いましたら、安全管理課の方でN R Cの受け付け、記録の受け付けを行いまして、念のための、先ほど話しました。
0:37:01	法政測定の実施を行います。N Rの判断といたしまして、いなくなれば、当然ながら想定廃棄物として処理を行いまして、なると判断なりましたら、安全管理課の方で台帳の方、
0:37:14	失礼しました、そちらの方に登録いたします。
0:37:17	登録した後につきましては、申請課の方で、管理区域に堤ほかという形もありますので、混在防止等の措置を行ったと。
0:37:26	一時保管の方を行いまして実際に外に出すという形になりましたら、伴主査で依頼の方を安全管理課の方に行いまして、安全管理課の方で受け付けと実施。
0:37:37	行いまして問題はございませんでしたら、管理区域からの案。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:42	話してもらうの一つといたしました産業廃棄物としての設置を行うと有効活用するという、どちらかの、
0:37:50	につきましては、安全管理課の方に提供いたしまして、N R対象の方のように、
0:37:56	ちょっと行ったのかといった、
0:37:58	代表の方に記載するといったことで簡潔になる形になります。
0:38:03	以上が、簡単ではございますが、6月センターのN Rの適用についての
0:38:08	ご説明をいたします。
0:38:15	はい。磯規制庁ヤノです。説明ありがとうございます。組織の資料も何か説明を。
0:38:24	され、
0:38:25	ますかね。
0:38:31	はい。では組織の、
0:38:35	失礼、役割につきまして、当会の方から先に説明させていただきます。
0:38:42	資料は組織改正に伴い新設する保安帽管理室長の職務、役割等についてという資料となります。
0:38:51	今回組織改正に伴いまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:56	保安帽管理所長というのを新たに設置しますので、そちらのところはどこに位置するのか、こういった役割を行うのかというものを、
0:39:07	組織率、
0:39:09	からちょっと整理したもの。
0:39:11	となります。
0:39:12	一つの品質マネジメントシステム管理責任者っていうのを、
0:39:17	前回の改正の際に、品質管理基準規則の制定に伴いまして新たに新設しております。
0:39:24	このものを行う職務となり、しましては、トーカイセンターの品質マネジメントシステムに係る活動管理全体のシステムの管理を、
0:39:35	活動を管理するものとなります。
0:39:38	で、その他に、今回新たに設置する本管理室長の
0:39:43	内容としましては、トーカイセンターの保安に係る品質管理、このマネジメントシステムの管理活動、システムの管理活動のうちの品質管理に係る活動を実施するという、
0:39:55	ポストを新設しました。
0:39:57	そのものは、具体的にはこういった内容の職務を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:01	この間となりますと、各実施者、
0:40:04	下に個別業務の実施をする者を記載してありますが、これらの実施するものの品質管理活動の日常的な確認、
0:40:15	と、あとその他品質管理活動に係る各種会議体の運営の方を担当することとしたいと考えております。各主幹板井の運営につきましては、
0:40:27	センター検討会議、
0:40:29	これ、
0:40:30	浦野
0:40:32	是正措置プログラム、
0:40:33	当社のCAPに代わる会議体になりますけれども、こちらの会議体であったり、保安品質マネジメントシステム推進委員会での設置しておりますので、
0:40:43	そう、ちょっと何と、あと、安全委員会。
0:40:48	会議体の事務局的な対応の方を、
0:40:52	このこととしたいと考えております。
0:40:55	現状の運用ではセンター検討会議につきましては、当会検査部長が行っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:01	次の②の、
0:41:03	業務品質マネジメントシステムの推進委員会は、品質マネジメントシステム管理責任者が指名するものとしまして、今現状は副所長が行っております。
0:41:14	安全委員会につきましては、安全管理か。
0:41:18	新しい組織名称では安全施設課になりますけれども、そこが現行では行っているもの、そちらのとか委員会の事務局を保安帽管理室長の
0:41:29	方に移管するというものになります。
0:41:32	こちらのその他の具体的な内容といったことを、
0:41:38	ことを実施するのかというところは、こちらの保安規定の品質品質の賞のほかに、私どもの方で、各文書としまして保安品質、
0:41:48	保安品質マニュアルというのをせ、定めておりますので、そちらのところに具体的なやるべき事項というのを整理したいと考えております。
0:41:57	ページめくっていただきまして、2ページ目以降が今回の組織改正に合わせまして、業務の一部時間、
0:42:06	しておりますので、そちらの対比させたものとなりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:12	一番左側に保安規定のイラスト情報のみとなっておりますのでちょっと 見づらいかもしれないですが、それで現状は誰が行っているか、 改正後は誰が行うことになるのかというのを整理したものとします。
0:42:26	合わせまして、
0:42:28	2 ページ目のところの中ほどの改正後のところで、
0:42:33	としましては、
0:42:34	今までは、本体施設のカテゴリーのとか、中で、固体廃棄施設、設備と いうところは保安規定のほうには明記してなかったんですけども、下 部文書のほうに定めて遵守とかを行ってたんですけども、
0:42:49	そちらをもう保安規定の方に明文化をして、保安規定、
0:42:54	元で管理するということの方針の方変えまして、併せてこちらの方に保 安規定の方に、武藤荒田に明記しております。
0:43:05	というのは、主立ったところになります。
0:43:09	あと一体、
0:43:12	I V A S の本体施設の方の巡視点検、日常的な管理ってのは従前通り分 析課が行うことになりますけれども、
0:43:22	本体施設の中で、私どもの保安規定の方で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:27	施設定期自主検査とか、あとはそれに付随する使用前検査というところ。
0:43:33	にしましては、そちらにつきましては安全施設課が行うこととしたいと考え、継続して、継続で、
0:43:42	移管して行うということに変更。
0:43:44	したいと考えております。
0:43:46	成分石化の方は、ホットセルクロボク側の本体施設の方日常的に使用するので、それに伴いまして、日常的な巡視点検であったり、修理改造であったり、
0:43:57	ちょっと直接ユーザーとして、
0:44:00	管理すべき。
0:44:02	であろうという、あとはその定常的にやっぱ、
0:44:05	B I G L O B E こ
0:44:07	フィルター交換というのは従前通り、
0:44:10	下の方で行うこととしたいと考えております。
0:44:15	Aですね。
0:44:19	にしましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:23	あとは、5 ページ目のところ、
0:44:28	にありますけれども、運搬業務につきましてもそれぞれちょっと所掌の方見直したいと考えております。今までは、全般に係る業務についてはすべて分析かということにして、
0:44:42	核燃料物質の収去資料とか、そういったものにつきましては、従前通り分析課長が行うと。
0:44:48	うちの方で、原科研さんの方に定期的に放射性廃棄物、固体廃棄物というのを分担して引き渡しを行っておりますけれども、そういった業務は安全施設か。
0:45:00	を拡充した上で安全管理課が行うということに変更して、変更することとしたいと考えて、
0:45:07	こちらが対比させたものとなります。今回からは以上となります。
0:45:19	続けて、6 ヶ所創造センターからご説明させていただきます。
0:45:24	組織改正に伴い新設保安帽管理室長の職務役割等についてを用いてご説明申し上げます。
0:45:32	まず最初の組織のところにつきましては先ほどの本概要説明でお話した通りで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:39	あります保安帽管理室長の私営新設と、設備課長の新設、になります。
0:45:47	その他、品質マネジメントシステム管理責任者の業務については、六ヶ所上センターオフィスマネジメントシステムを図る、活動を管理するということと、
0:45:59	新たに設置する保安帽管理室長の方では、6ヶ所ほどセンターの保安に関わる、実際の実施について見ていきます。主な業務としましては、
0:46:11	下に示す、個別業務を実施する各部署の日常的な品証活動の確認を行ったり、その他、品質管理活動に関わる各種会議体の運営を行うこととございます。
0:46:26	詳細については保安規定の下部文書の方に別途定めることといたします。
0:46:32	次めくっていただきまして職務の方につきましては先ほどのご説明の通り分析課長を
0:46:41	六ヶ所分析課長と設備課長に分、業務分率、ご説明の内容であります先ほどご説明申し上げましたので割愛させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:51	次のページめくっていただきまして、メインのところのところのですね、グローボックスの操作に関するところにつきましてこれまでに実施していた分析課長、設備課長に変更するということ。
0:47:08	法案で多数で
0:47:11	学校の維持につきましては、これまで分析課長が行っていたことを設備、課長とに
0:47:20	分けるという話をしましたがその他にですね、承認、この高圧送条件を逸脱した場合の、
0:47:29	適用除外というものを設けてますその承認をこれまで六ヶ所分析率ついて、六ヶ所政策部長が行っていた
0:47:37	承認を部長と変更しております。以下に出てくるところでの所々で六ヶ所検査部長が承認する行為があったんですけどこれはすべて所長が承認する。
0:47:51	変更とさせていただきます。
0:47:56	22条の方では警報装置が作動した設備の措置としまして分析課長がこれまで行っていました但これを設備課長に変更した地盤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:06	次めくっていただきまして異常時の措置、につきましては、これまで分析課長が行う移動発見者時の措置については、設備課長が担当します。
0:48:16	ただし、A A以上発見した時の核燃料物質の使用の提出等の措置につきましては、従来通り、分析課長が行うこととしました。
0:48:27	以上の原因調査として、24年度第5項の方では、原因調査、分析、社長報告を受ける者を部長としておりましたが、こちらの方を見直しまして、
0:48:37	原因調査について設備課長へ報告を受けるものは、所長、隔離する者というふうに変更いたしました。
0:48:46	立入制限につきましてもこれまでは分析、先生、六ヶ所検査部長の方ですが、提言を行っていたんですけどこちらの方も、所長の方に変更しております。
0:48:57	放射線防護上必要な措置につきましては、実施するのは、
0:49:05	これまで検査部長でしたがこれを途中に変更しまして、
0:49:10	センター変更いたしました。
0:49:13	こちらの方の立ち入り制限区域の設定または解除のことにつきましては、これ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:20	是正していただく町長に変更しまして協議するものを、安全管理課長のほか、分析課長設備課長を追加しており、
0:49:28	最終的にこの設定についての技術の同意を行うのは隔離する者というふうにします。
0:49:38	あと、作業に伴う放射線管理用の際にですね、放射線作業計画書をするんですけども、これの確認についてこれまで
0:49:49	分析課長が行っていたところを、設備課長。
0:49:52	を追加しております。もう一つ部長も確認するんですけど、こちらは人家証券分析部長が立案した場合に、限り交付としました。
0:50:03	保証人につきましては、これまで分析課長に切断したものは検査部長が見ておりまして、管理課または安全管理課が立案したものは所長としております。
0:50:15	訴訟が、最終的な承認を行うこと。
0:50:20	ええ。
0:50:21	裏めくっていただいて、
0:50:23	放射性作業終了後の措置につきましても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:27	報告を受けるものを、分析、これまで分析課長、安全管理課長、服部主務者、検査部長、所長としておりましたが、
0:50:39	所長の方は管理課長と安全管理課長に限る場合で、検査部長の分析にかける場合というのはわかり方をしていましたので、こちらの方も、
0:50:49	改正後の方では、新たに入る津美課長の岡君。
0:50:54	あ、失礼しました。安全
0:50:56	計画、設計、
0:50:59	失礼しました。検査部長ですね、1 津川分析課長が推進した場合に、
0:51:04	こういうこと。
0:51:07	今日は、
0:51:09	いうふうに変更を行っております。
0:51:12	あと壁床等の除染につきましては、予期せない汚染を、床壁等に発生させまたは発見した場合の保全、拡大防止等の応急措置と、
0:51:23	報告ですね、こちらにつきましては、これまで報告を受け伴う六ヶ所検査部長と服部俊作しておりましたが、こちらの報告を受ける者は、所長というふうな変更しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:36	これまで服部主務者も、こちらの作業を見ていましたが、この抑制剤剛性を確認した時には
0:51:46	この保障案組織にある職務のものが集まりましてその場で話をして含めていくので、
0:51:57	ここでは最終的にその報告を受ける者を所長というふうにこういう、
0:52:05	あと、外部放射線に関わる線量率の測定第 30 号等でこれまで分析課長が、外部放射線に関わる線量、
0:52:15	リスク等の異常時の計測を行ってききましたが、ここに設備課長を追加しております。
0:52:21	あと施設管理第 8、38 条の第 3 項につきましては、これまで行っていた確認で、検査部長がありまして、こちらは
0:52:32	今、
0:52:33	秦が、安全管理課等及び管理課等除くとなっていましたがこの新たに設備課長も加わっておりますので、この実際に
0:52:42	中身は変わってないんですけど、記載のほうの変更です。しておりますて、分析課長に限るというふうな修正を行っております。第 4 項についても同様となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:55	次めくっていただきまして施設の巡視点検につきましては、これまで分析活動を行っていたものを、設備課長、あと異常時の措置についても設備課長の方に変更しております。
0:53:09	第 39 条につきましてはこれまで通りの、現行の通りの流れで続けていくんですけども、設備課長が変わったことによって記載の方の
0:53:20	を修正しております。
0:53:25	あと、次のページいきまして、核物質の受け渡し管理につきましては、これまで分析課長核取主任者部長の中での手続きでありましたが、
0:53:38	最終的な承認を所長に変更したことに伴いまして同意のところに、検査部長を追加いたしております。
0:53:49	核燃料物質創造のところの各部相談室の立ち入りの制限につきましては、提案の立ち入り制限についてはこれまで行った分析活動、安全管理の変更。
0:54:03	周辺管理、監視区域内における運搬につきましては、先ほどご説明した通り、核燃料物質の運搬については分析課長、
0:54:13	放射性廃棄物の運搬が、設備課長という見直しを行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:20	次のページの放射性気体廃棄物、1回廃棄物固体廃棄物につきましては、これまでの分析課長の業務を設備課長に、
0:54:32	変更した、しております。
0:54:36	今回の組織改正に伴いまして保安制で変更する箇所となった内容については以上となります。
0:54:50	原子炉規制庁柳瀬ご説明ありがとうございました。
0:54:54	それでは人生に関して何点か質問させていただければと思います。
0:55:01	まず組織体制の趣旨というか、主
0:55:07	けど、
0:55:09	申請所、申請書の変更理由、
0:55:14	そしては
0:55:16	組織、職務内容の入れ替えとかですね、
0:55:23	組織の年度下期に、
0:55:25	予定してる組織改正の中の、
0:55:29	確か書いてないんですけど、
0:55:32	目的としては、
0:55:37	どういう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:38	ような目的があって
0:55:42	メイン的にはその分析から行ってる業務を、いろんなところに割り振ったりというか六ヶ所が非常にわかりやすく、
0:55:50	分析課の業務の一部を新しい設営設備課に振り分けてるんですけどこれはどう、どういった目的で、
0:55:59	この
0:56:02	分析官を値を上げてるのかっていうのは、
0:56:06	何か理由があるんですけど。
0:56:17	6ヶ所センターの方からご説明させていただきます。まず東海センターと6ヶ所センターの方では、取り扱ってるその設備の規模が、
0:56:29	違うところがありまして、まず、
0:56:33	6ヶ所の方は、日本原燃の建屋の包含された事業所でありますので、どうしても元日本原燃との連携が必要になってきます。核燃料物の分経緯で払い出しは主に
0:56:47	原燃補強する液相設備を使っておりますので、どうしてもそちらの方の2の業務ですかね、こちらが増えておりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:00	どうしても組織的にですね、管理できるような部署が設置必要だという判断がありまして今回のように、分析課と、設備課の方に分離することいたしました。
0:57:16	根井係長
0:57:17	育成じゃないすちょっと別件の申請で恐縮なんですけど
0:57:22	先月6ヶ所の変更許可、黒戦略室の変更区間の行政相談を受けた際には
0:57:30	これ本当かどうかわからないんですけども分析カーの業務を移管して、偏ってるので業務が集中してるんで分析カーとして
0:57:42	何ですかね、他のところに行くことによって能力とか向上云々かんみたいなそういうような、
0:57:49	説明もあったんですけど、そそういう目的もあたりは、
0:57:54	するんですかね。
0:58:01	6ヶ所センターです。衛藤中央許可のときにヤノ健専門家の方にお話が あったところで間違いございません。
0:58:11	原則成長へのですなあのであれですよ
0:58:16	ちょっと分析もやってるし検査とか設備の管理とかもいろいろやってて それらを分散することによって分析自体の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:27	製造工場とかそういうような供が
0:58:32	一番の
0:58:35	根底の原因としてはそそういうことになるだから、
0:58:41	最初にご回答いただいたその減算と一対一対応スルーの説明がやっていると、その本当の業務というかね分析自体の業務自体もう間違わなくなってしまうのでちょっとできれば、別のところ、
0:58:57	今分けて対応した方がいいんじゃないかということで今回の組織改正に今至ってるってそういう理解でいいんですか。
0:59:05	今、六ヶ所センターで、はい、そのようなお考えで。はい。よろしいですか。ロケーションL S Iと東海さんも言ったような感じなんですか。
0:59:20	はい。トーカイの方も同様です。原子力が承知いたしました。であればちょっとその辺りももう少しですね理由。
0:59:30	についてはもう少し詳しくご説明を、
0:59:36	しゃべったら、
0:59:38	なあと考えてますということですねはい、了解です。今のご回答については承知いたしました。
0:59:47	はい。またあとあれですかね今最初の説明の中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:53	所要の見直しについていろいろ詳細にいろいろご説明いただいておりますけれどもそちらについてもちょっと今口頭だけでしたね、可能であれば次回以降、
1:00:05	今ちょっと本日説明いただいて申請書、
1:00:08	ではちょっと説明しきれない、変更の理由とか変更内容的なものを、
1:00:13	書面なり、
1:00:16	すいません。
1:00:17	図等において、
1:00:20	説明いただけると助かっています。
1:00:24	のでよろしく申し上げます。
1:00:28	はい。
1:00:30	ちょっと組織体制について
1:00:33	確認させていただきたい。
1:00:37	先ほど、いろいろ説明あったんですけども、
1:00:41	ちょっと
1:00:44	六ヶ所までちょっと聞き漏らしちゃって、
1:00:47	東海さんの方のご説明は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:51	新たに設置する保安、室長ですね、室長の業務の①②③は既存の
1:00:59	制度下から持ってくるという話があったけど、六ヶ所さんも、基本的にどこかがやってる業務を持ってくるっていうイメージでいいんです。
1:01:07	もしわかればそれぞれ 01003 の、
1:01:11	やつは今どこがやってるかっていうのを教えてもらってもよろしいですか。
1:01:16	はい。六ヶ所センターです。大変失礼いたしました。先ほどの組織改正に伴い新設するところの役割等の上のところの、
1:01:26	会議体の運営で書いてある、C A P 委員会、
1:01:30	今の
1:01:33	ところ、各課から選任された委員、事務から会議で組織を作りまして、 はい。事務局を作りまして運営しているので、これを保安帽管理室の方に移管します。
1:01:46	内部監査につきましては指名行為で、このチームが作られるんですけど この会議体につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:56	<p>ななかったので、これを新たに保安帽管理室が請負うということ、あと安全委員会につきましてはこれまで安全管理課が行っていたんですけどこれをこの新しい部署に移管するというような考え。</p>
1:02:10	<p>思っております。以上になります。原子炉規制庁矢澤所長津島。</p>
1:02:17	<p>1個目のギャップ分解は、</p>
1:02:20	<p>代表者であれ、代表者というか責任者は誰なんですかねトーカイさんだとか、部長検査部長だと。</p>
1:02:26	<p>こちらは親戚が行って、責任者がやると。</p>
1:02:32	<p>丸2自体は学生支援ですけど割以外は特に、</p>
1:02:37	<p>何ていうかね。</p>
1:02:39	<p>代表的なのは特になくてっていう、そういう指名制なので、はい。そうですね細かく言えば、確かに金関があると思いますので、</p>
1:02:50	<p>あとそれに関係していろんな間監査チームとかを指名行為で集めて、行っておりますが細かくせなんで、厳密的な役割がなかったのでそれを新たに追加</p>
1:03:03	<p>考え、原子力規制庁んでな相談と室長の職務として、六ヶ所としては品質保証。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:12	次に品質マネジメント管理責任者から 01024、
1:03:17	安全管理課長から丸さんの業務を引き継ぐ。
1:03:21	ていうイメージでいいんですかね。はい。
1:03:24	承知いたしました。
1:03:26	これは東海三の丸にもほぼはですね品質管理説明者が指名するってこと なんで
1:03:34	同じ感じなんですか。それはちょっと違う考え方違うんですか。
1:03:41	今回、保存センターですけれども、こちら、六ヶ所と同様に品質マネジメントシステム管理責任者が指名する者として、
1:03:51	今現状は副所長が行っております。原則先生そういう意味でいうと⑪は ほぼほぼ同じですかね。ありがとうございました。
1:04:02	かつ実施者のこの日常的な確認というのは多分、いやあ、新設業務って ことになるんですが、両方の
1:04:14	東海六ヶ所両方ともこの議論をする、これは品質管理責任者が今までや ってたっちゅうことで、基本的に、
1:04:28	六ヶ所調査センターです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:33	なんていうか責任者としてはそうなんすけど実際にその経験者の思っていることを、責任者、実際にその警察化するような活動って言えばいいんですかね、こちらの方を。
1:04:45	行うもの、新しい部署に集約させるっていう、考えでおります。
1:04:50	原則世代間な一となると
1:04:56	考えて、
1:04:57	責任シャーの
1:05:00	なんていうか指示というかサポート的なイメージになるんですかねその1個目の
1:05:08	業務的な品質管理活動の日常的な確認っていうのを最初、責任者、引責ですね品質管理責任者。
1:05:18	これは最終的に責任者なんだけれどもその、
1:05:21	確認行為自体は室長がやってそのそこ確認行為自体の責任は
1:05:29	上が、
1:05:30	何か責任というかそれに資する実施主体が室長だということなんですかね。
1:05:37	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:39	品質管理基準規則取り込みの保安制度というか均質マイズシステムの運用を見ていきますとかなり
1:05:47	分析の方にかかる負担が多くなる傾向がわかってきましたので、改めて整理したのが今回のような結果となっております。
1:05:58	原子炉規制庁矢内です。そうなるのであればですね、品質マネジメントシステム管理者がやってた業務の一部を、
1:06:09	ただ新たに提供する室長がやるっていう、そういうイメージですかね。さっき六ヶ所の 40102 と 1 個目の、
1:06:19	日常的な確認業務的なところ。
1:06:23	引き続きそういうイメージでいいですか。
1:06:28	はい。
1:06:29	やっぱり中で今までやってなかったことを、
1:06:33	やるわけでは、
1:06:35	はい。
1:06:36	ていう理解。
1:06:38	誰か管下が嫌っては、
1:06:41	いたっていうそそういう理解でいいんですけど、イメージとしては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:46	そういうわけでもない、今、
1:06:48	まだ確かに誰かがやっていたというところでは間違っていないんですけども、それがその
1:06:54	例えば、この個別業務実施してる部署の方から人を書き出してやっていたりとか、そういうことがあったので、それをやめようというのが今回のこの
1:07:06	新しく設置した理由といたしますか。
1:07:10	わかりました。わかりました。
1:07:14	なので、いろいろ調べたところ一元的にっていうかね、ここでもうまとめてやるっていうような変更になったっていうそういうことで理解はしました。
1:07:25	はい、ありがとうございます。
1:07:28	今説明あったようなところも、
1:07:31	もう少し、
1:07:35	資料等で補足いただけると。
1:07:37	助かります。
1:07:40	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:41	はい。
1:07:43	続きましてちょっと順番に、総会からになるとか、ちょっと共通、そうですね当会からのちょっと質問があるんですけど、
1:07:55	基本的には最初の方にご説明
1:08:00	いただいた、
1:08:04	保安基準本店の審査基準との比較で説明いただいた
1:08:10	所要見直しとか、のところについては、基本的に今の
1:08:18	内容から変更のあるものではないってということで、例えば
1:08:22	職務で職務の内容で、後、
1:08:29	6条、6条の職務のところ
1:08:35	検査部長は6号及び7号に係るっていうのもだから例えばその下にぶら下がる課長の業務はちょっと変更はあるんですけど、
1:08:44	農場の業務としてはその下、この二つの課を統括するって、総括ね。
1:08:50	ていう業務には変更はない。
1:08:53	その下の上席課長もちょっと文章が変わるけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:59	ごめんなさい、どうでしょう、対象が、対象の書き方がちょっと変わるんですかね保安本体施設なんかだと何ちゃん何チャートなんちゃう等の、本体施設っていうの本体施設を見てるんですけども、
1:09:14	それは、
1:09:16	特にその対象施設は変わらないっていうそういう理解でよろしい。
1:09:21	だけど、一応の運用、
1:09:24	そして、
1:09:26	しっかり定期的な管理。うん。そうでしょ。
1:09:32	当課保障措置センターのヨシダですけども、
1:09:36	おっしゃる通りでございまして、ドラスティックに変更するものではないです。記載の方の適正化であったり、記載の表現方法を簡潔にしたというものとなります。
1:09:48	大きなイメージとしましては日常的な管理に係るところは分析からそのまま継続して行く。それに対しての施設定期自主検査とか、
1:09:59	保安に係ることところにつきましては、安全管理か。
1:10:03	新しい安全施設課の方に移管するというものになります。
1:10:08	原子炉規制庁山沢承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:10	六ヶ所はちょっと違うっていう感じなんですかね、六ヶ所も基本的日常的なところを含めて、
1:10:19	六ヶ所が割とその何かその新しくできる設備か。
1:10:23	内観の割合が多いのかなと思ったんですよそそういうわけでもないんです。
1:10:37	ローパスフィルターリストです。
1:10:38	三重にお答えしますと、先ほど説明いたしました通り、分析課が行っていた乗務員、
1:10:45	あり方を含めて1課に分けた。
1:10:48	ホームページ上は、設備カーに対する、何て言いますか
1:10:53	割合につきましてはやはり、
1:10:55	分析をもう主としてやるということをいたしております。
1:10:59	ので多くなって、結局なっております。
1:11:02	原則性状に合わせた小追加します。
1:11:07	いわゆるトーカイでやるようなグローブ、グローボックスとかあるのかどうかちょっと私してないんですけどグローボックスの中グローブの交換とかも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:20	説明会はやるんですか、やることになるんですか。
1:11:24	ですね、設備課の方が行います。そうなのでそこはちょっとトークイとは微妙に違うってということで、
1:11:34	理解はしました。
1:11:36	はい。
1:11:43	で、続きまして東海さんに質問、当会の変更内容の質問なんですけど、
1:11:55	で1時管理。
1:11:57	立ち入り制限の区域の変更が、
1:12:02	あったと思うんですけども、
1:12:05	高齢については、
1:12:08	最終的にはあと、主語が変更になったっていう話もあったんですけども、
1:12:13	承認んが、所長ってのは変わらなくて各課が、
1:12:18	これまでの分析カーが1.2
1:12:22	編成してたんですけどもそれを各課長に分掌しただけであってプロセス自体には大きく変更はないと、最終的に所長が承認するというプロセス

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>自体には変更はないというふうに理解してはいますがそれはそういう意味でよろしいですかね。</p>
1:12:37	<p>はい。その通りでございます。今回保障措置センターですけれどもその通りでございます。1時管理区域を設定する場合っていうのは、例えばですけれども、万が一以上ホースとか漏えいとかの事象が発生した場合は必ずしも分析課ではない。</p>
1:12:53	<p>逆、安全施設課等の所掌範囲になるということもありますので、ここ分析課のみではなくて、それぞれの所掌するか、</p>
1:13:03	<p>超過</p>
1:13:05	<p>所長の方に、</p>
1:13:07	<p>の承認をいただいた上で設置をする。それに必要な措置についても、各課が実施するというものになります。</p>
1:13:17	<p>原子炉規制庁の内容ですご説明ありがとうございます。</p>
1:13:20	<p>それはわかるんです。これはもう、</p>
1:13:23	<p>ほぼないんだと思います。原研坂検査課が、</p>
1:13:28	<p>こういう何か維持管理区域の、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:31	設定とか申請することと、あんまりは想定はされないと思うんですけど。
1:13:35	それは何かやっぱありそうというか、
1:13:38	何かあるんですか。
1:13:40	今の垣内先生ができるんすよね。
1:13:43	線源破損したところです。
1:13:46	管理区域の中で、
1:13:51	でしょ。
1:13:52	絶対です。岡野。
1:13:58	はい。
1:14:02	1月のすいません。
1:14:06	すいません今回保障措置センターですけども、
1:14:09	その他の検査課、
1:14:11	管理課とか、その間、実際そういう事象があり得るかというところは今現状ではちょっと至らないんですけども、様々なケースを想定した上で各課長が設定、
1:14:22	できることにしておいた方が運用としては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:27	ご連絡、運用できるのかなと思ひまして、このような記載の方にしてお ります。
1:14:32	はい。
1:14:34	発言しておりますか。
1:14:36	行政庁や承知しました。だとしても、何ですかねその多可町の、
1:14:42	所掌を、
1:14:44	のような、せ、求めてはできないっていうそういうそういう意味で企画 課長の所長の権限の中で、
1:14:52	やるっていうそういうイメージなんですよね多分。
1:14:56	おっしゃる通りでございます。
1:14:58	こちらのところにつきまして具体的な対策とか措置とかにつきまして は、私どもの下部要領で安全管理作業要領というものを整備しておりま すので、その中に具体的な
1:15:10	ルールとか取り決めとか、こういったケースが想定されるかというもの を記載したい。
1:15:17	原子炉規制庁の承知いたしました。
1:15:19	ごめんなさい先ほどこの辺またプロセスの話に戻っちゃうんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:24	これまでのプロセス自体には変更はないって話なんですけど、これまで
1:15:30	部長部長の関わりが減るのかなと思って、
1:15:34	今回はもう何か加来課長、所長が承認するので、その部長の確認は不要 なのかなっていうその主語が主要な所長になってるから部長の確認が、
1:15:45	聞いているのかなと思ってるんですけど、その
1:15:48	業務プロセス変更ないっていう中で部長の下にある各課のうち分析過程 検査があるんですけど彼らが、
1:15:57	求めた場合は部長はこれまでも確認する、今後も確認することになる。
1:16:05	はい、トーカイ保証センターの吉田ですけれども、おっしゃる通りでございまして、この保安経連はちょっと所長を処理しているので、ちょっとちょっと見えないという箇所が出てきますけれども、
1:16:16	安全管理作業要領の方で、抽選通り検査か分析かにつきましては、上位 職員の検査、
1:16:26	分析聞いて、
1:16:28	でしょ。
1:16:29	の同意を求めた上で所長の方に、の承認をいただくという形で、
1:16:34	になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:35	原子力規制庁谷津なのでそこも含めて、プロセスには変更はないと、そういうことで理解いたしました。はい。
1:16:46	続きまして、NRの規定については、
1:16:51	両者共通だとは思いますが、
1:16:54	六ヶ所さんの方で説明があった、最後の方に説明があった、測定方法とか、
1:17:02	いろいろ書いてましたけど、この辺りはあれですね、保安規定というよりも下部要領とかそういうような形で定められてる内容で、もちろんト ーカイさん、基本的には同じ。
1:17:12	内容になる予定というふうに理解してますけれども、そういう意味で 説明されたということでよろしいですねまず、六ヶ所さん。北井。
1:17:24	はい。そのように考えております。
1:17:27	東海さんも同じような下部要領になる。
1:17:33	予定ということには違いはないということよろしいですか。
1:17:38	はい、東海保障措置センターです。その通りでございます。その上で すね業務フローについて六ヶ所さんのこの資料がすごいわかり、
1:17:48	やすかった東海さんも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:51	できれば作ってほ。もし、今現状であるのであれば、
1:17:56	欲しいなと思ってて、
1:18:00	ここはちょっと何か規定ぶりが議案違うので、どうもやっぱ変わってき たりするんですか。
1:18:14	東海保障措置センターのヨシダですけれども、基本的にはガイドライン に則して行う形になりますので、6ヶ所の方のフローの方とほぼ同一の ものになると思います。
1:18:27	なります。
1:18:29	はい。原則成長谷津私が気になったのは、
1:18:32	当会の規定ぶりだとその出すときに、何を安全管理課丹図示汗施設課長 か、安全えっと、
1:18:43	安全施設課長が何を確認するっていうことになってるので、
1:18:47	その出す時にがですね本来募集が行われていることを、
1:18:52	安全施設課長が確認するのはわかるんですけど、実際に、
1:18:57	混在防止措置を行うのは誰になるんですかね、安全施設課長。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:22	はい。総会保障措置センターの吉田ですけれども、基本的にその安全施設課長は、これらを確実にできていることを確認するところのことになりますので、
1:19:33	その例えばその汚染防止措置を実施するのは、それぞれの住基カードと いいますか原価となります。
1:19:40	継続性なので六ヶ所と同じように、基本的に申請ってうかね申請的な ものは書くか。
1:19:47	が原課がやって、その
1:19:50	それがどうなってるかっていうのを、
1:19:53	それを本当になめていいのかっていうのを安全施設課長が見ると、
1:19:58	いう点でいうとほぼほぼ、
1:20:00	そういう流れだと多分今今日ご説明あった6ヶ所の業務フローと、
1:20:06	ほぼ同じかなと思ってますので
1:20:10	承知はしたので同じなんであれば同じですという話でしたのでちょっと フォローいただければ助かりますという
1:20:18	ことです。私の理解のために助かるなと思ってるので、よければ作って いただければ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:25	はい。東海能勢センターの吉田ですけれども、あわせて六ヶ所と同様に、東海版のフロー図の方を作成して、別途提出するようにいたします。
1:20:37	はい。夕食性腸炎です。あとは
1:20:40	後藤課長、おんなじ話なんですけど、
1:20:45	申請書上で、何ですかね。
1:20:51	廃業がおかしい場所があったんですけど、これは、
1:20:57	間違ってるっていう理解でよろしいんですか。
1:21:02	施設管理実施計画の策定っていうところだったんですけど。
1:21:06	2項のところちょっと何か全厚のところ引っかかっているというよ うな、次、申請書でいうと 112 ページ。
1:21:16	はい。その他磯センターの吉田です。すいません。私の方のミス。
1:21:22	確認不足で、会議をしなければならないところというところでは表がず れておりましたので改行されておりましたので、そのところは 修正させていただきたいと思っております。
1:21:34	東抑制者が承知いたしました。
1:21:37	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:43	続きまして、ちょっと長いんで、ですね。
1:21:56	精通定期自主工事。
1:22:10	すいません、ソースセンターのヨシダですけども、
1:22:15	すいません今回あの所要の見直しということで、今お話していただいた 施設定期自主検査、
1:22:23	のところがちょっと説明の方しておりませんでしたので、ちょっと説明 の方させていただければと思います。お願いします。はい。
1:22:31	従前施設定期自主検査を安定に定めてもらってた、前回の自主的に行っ てる検査になりますけれども、こちらは各施設を所掌し、
1:22:42	しているところが行っておりました。それを今回の測定改正に伴いまし て、すべて、施設定期自主検査の実施者は安全施設課長が行われてる形 で変更したいと考えております。
1:22:56	そうした場合に、
1:22:57	本体施設の施設定期自主検査であるユーザーである分析、当該分析課長 の方が、それを結果とか、こうした措置とかっていうのが知りえなくな ってしまう恐れがあるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:10	フローの報告のフローのところを変更させていただきまして、安全施設間。
1:23:16	課長が行った施設定期自主検査の結果を、所定の所長までの報告をした。
1:23:23	上で、そのあとに、分析課長、受益者小さいのユーザーの方に、その結果とか。こうした措置を通知するというを新たに付け加えております。
1:23:33	原子炉規制庁早崎ありがとうございます。そうすると記載の適正化というよりも組織改正に伴う変更っていう、
1:23:44	ところに生まれるっっちゃうことなんですかね。
1:23:48	そういうことで、まだ担当課と、実際使うユーザーの人が別になってるので、組織改正によってなので結果とかを
1:23:59	通知スルーフローも変更になってますとそういうふうに理解いたしました。
1:24:05	はい。
1:24:06	今回保障措置センターのヨシダですけれどもその通りです。組織改正の方の色が濃いものとなります。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:12	了解いたしました。
1:24:14	先ほど最初説明いただいたところもそうですけど、
1:24:21	施錠が休日の正常化症の件なんですけど、
1:24:25	これは何か。
1:24:27	許可の方で、施錠場所とかってなんねっていうんでしょう。
1:24:32	設置許可との整合っていう
1:24:38	使用許可申請書の方でも、特にその施錠箇所とかっていうところは明記 はしてありません。
1:24:47	P P B、
1:24:49	村井。
1:24:50	民間で、
1:24:52	成長するの。
1:24:57	見れる、やっぱり、
1:25:03	特に施錠箇所とかっていうのは使用許可申請書とか他の関連文書の方にも記載してるところはございませんで、先ほどお話した通り
1:25:13	とかギイの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:16	それ付けが変わりまして、カードキーがあれば、直接管理区域のの扉の ところの施錠状態っていうのも確認できるようになりましたので、
1:25:26	現実に即して、そちらを直接確認するということに変更したものとなり ます。
1:25:33	承知しました。となると、
1:25:39	今もそういうふうやってるっていうことですよ。そういう現実今や ってる実態に合わせてこの文章を合わせたので、記載の
1:25:47	結果、
1:25:50	ではないのか及びだから、そこは変更っていうことですね、実際に今や ってる運用規定内容を書いてるっていうそういう理解ですね。はい、わ かりました。
1:26:00	東海保障措置センターの吉田ですけれども、今のカード系自体はもう運 用の方始まっているんですけれども、まだ保安規定の方改正しておりませ んの、両方を確認しているという形になります。なるほど。
1:26:14	この変更に伴って実際そのカードキーの方は法廷というか、保安規定上 じゃなくて実際にこの管理区域の主任だとか、その扉を
1:26:25	見る。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:26	これが保安検査保安規定で求められる自主点検の項目ということになる っていうそういうことです。
1:26:34	はい。藤開発センターの吉田ですけれどもその通りでございますのでこ こは記載の適正化じゃなくて、備考でいうとその及び以降の変更項目の 見直しっていう、そういう意味ですかね。
1:26:47	当たりました。
1:26:55	はい。続きましておおよそ、ちょっと確認して、次6ヶ所についてです けど、
1:27:01	まず
1:27:04	先ほど何点か質問させていただいた室長が追加される場所なんですけ ど、
1:27:08	これは6ヶ所の1、パーティでいう、
1:27:15	第4条、第4条の品質マネジメントシステム。
1:27:19	の定義でいうと、その室長は各課長には含まれ、
1:27:25	ないってことだと思うんですけどそれは、
1:27:28	そういう理解でよろしいですねまずは、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:33	6月センターです。はい。そのような考えで、問題ないです。補足させていただきますと、先ほどもお話ししておりますが、現状の親戚の負担を、が多いことを考慮しまして、
1:27:48	どちらかという各課長が、個別業務で実施する保安活動の内容の助言とか、その他の、先ほどご説明したような、
1:27:58	仕事がエースとなりますのでどちらかというとその保安活動の個別業務よりも、品質管理の方の業務が中心となりますので、
1:28:08	この場で言う課長はどちらかという、
1:28:13	保安活動の方の個別業務の方を指すことが多いので、品質防護管理室長は、この各課長で含めないというような考えにしました。
1:28:27	原子力規制庁前野です。そう。
1:28:31	そうだと、
1:28:36	効果の方はあれですね品質マネジメントシステムの中の各課長にこの室長を含めて、
1:28:46	各課長に求められる。
1:28:50	ことについても一応要求されることになるんですけど、
1:28:55	これは何業務が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:57	違う、全く違うというか、そう、そういう位置付けがちょっと違うんですかねトータル 10 ヶ所。
1:29:06	新設センターのヨシダですけれども、東海の方ではそのプレス、
1:29:14	管理をする上で例えばですけれども、
1:29:19	確認するにあたって、
1:29:22	個別業務が適切に実施されていることを確認するにもそれを確認するための文書とか、そういったものが必ずしも必要になるかとは思いますが、
1:29:33	そのところ、
1:29:37	第 11 社の品質マネジメントシステムの章のところに実施すべき事項として、今度明記することによって、どう、確実に行う。
1:29:47	後としております。
1:29:56	原子力規制庁値ですけど、
1:30:06	違う。
1:30:07	違う、違うんですかね、両方で何か。
1:30:13	何かあれ、品質マネジメント自体がちょっと違うんですけど、
1:30:18	六ヶ所と東海で違うから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:21	入り込み方も違うっていうそういうことですね。
1:30:24	そういうことなる。
1:30:27	話は、
1:30:30	ないんですけど、
1:30:31	その課長センターですが、先ほどおっしゃられた通りでオフィスマネジメントシステムのこの記載ぶりも、若干ですけども異なるところがあるのでどうしても、
1:30:43	最終的にこの
1:30:46	完璧に同じというところまで維持させないのが現状であります。
1:30:50	会議も直接れる形です。
1:30:54	先ほど東海さんの出張ですかねそれを踏まえてもやっぱり入れる必要はないっていうそういう理解でいいですか。
1:31:02	いいですかっていうか、
1:31:04	その文章の何か、どっちか。
1:31:11	うん。うん。うん。
1:31:23	と、6月センターです。この職に求められるのは第三者責任作家等が行う、技術管理を確認する約束なので、衛藤、申請した通りの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:36	方針で、水マネジメントシステムの変更はなぜで、申請させていただきたいんですが、原子力規制庁での消火、各センターの市長は社長おっしゃるんですけど、
1:31:53	もう一応ほぼ同じ組織で方法を同じような多少違うという面がありましたけど、同じような処遇で、
1:32:03	やられてるのに、ちょっと違うので、その辺りもう1回今口頭でいただきましたけど検討いただいてどちらが提起しているのかどうか、ちょっと
1:32:16	そんなできるように別々でもいいのか本当に、
1:32:20	本当に今のように別でもいいのか合わせる必要があるのかどうかもう1回ちょっと、
1:32:26	何かご説明いただきたいんですけどそれは可能です。次回以降ちょっと説明いただきたいんですけどそれは可能ですかね。
1:32:46	東海保守パスセンターのヨシダですけれども、ちょっと
1:32:51	もう一度持ち帰らせていただきまして、
1:32:56	まとめて回答をさせていただければと思います。
1:32:59	はい。そうです。ちょっと両センター相談いただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:08	はい。
1:33:15	続きまして、
1:33:18	6ヶ所の確認を続けさせていただきますけど今回職務の変更組織改正によつて分析課長は
1:33:29	無クリア物質の取り扱いに、
1:33:33	野瀬 1000 年というか、限定して、
1:33:38	特に申し上げて補足されたもの、いわゆる菌田なので、取り扱わないことになったので、その職務から当然落とされている理解でよろしいですかねまずその御説明もそういうふうになったと思うんですけども、はい。
1:33:51	そうです。はい。やっぱりです。
1:33:54	他の条文ではまだ
1:34:00	核燃料物等を使用をするような規定も残っているような気がするんですけどそこは、
1:34:06	ちょっと意味が違つと。具体的に言うと、
1:34:09	5 月毎時、
1:34:12	のところでの 2 行のところ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:15	説明課長からの分析課長に対して核燃料物質等の使用を提出させるって いう規定があるんですけど、
1:34:23	ここはまだ当分発作までいいですか。それは何か核燃料物質と、それに関 する設備っていうとどうなのか。
1:34:31	だから妙に違うってことない。
1:34:36	基本考え方としましては添後の、以前されない場合の核燃料物質等の使 用というところでは、もう一度、
1:34:47	確認させてもらいますが、基本は
1:34:50	設備、設備で使ってるもの。
1:34:53	要は核燃料物質等でそれを使わないように宣言するのは分析課長であろ うということでしたので、このような形で記載しております。
1:35:05	この施設の中では、
1:35:08	固体廃棄物の保管状況も一緒に%とすることとしていたので、
1:35:15	この記載で問題ないと思っていますが、もう一度ちょっと中身を確認さ せていただきます。N-S承知いたしました。今、まあまあじゃ、その 検討した結果をまた教えていただけると。
1:35:32	よろしくをお願いします。あとは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:38	5月の維持とか、
1:35:41	以上の促進、二つの家の件で
1:35:47	いわゆるその湯ユーザーがトーカイさんでいうと湯沢分析課長で
1:35:52	その点検とかスルー、人が設備課長ってことなんですけども、
1:35:57	通常操作条件技術者っていうのは
1:36:01	警報が鳴るから設備課長もわかるってそういうことなんで、
1:36:05	何かそのモニタリングとかしてたんですか、設備課長です。
1:36:09	設備課の方では日常的な点検のときにその状況がわかりますが、あとは
1:36:18	その圧を管理してるのはその場でなくても、できます。別途管理する部屋がありましてこちらの方で警報が出るのが、
1:36:28	すでに常に確認できる状態で、総務確認できる場所には24時間人がおりました、中の情報を監視しているので、問題ないと思っております。
1:36:40	原則成長、また誰でも別表7
1:36:44	の条件だけでも警報なら、その中で22条で言う警報はならないんですよ。そこまではいかないです。
1:36:54	それも見たらわかるんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:01	はい。わかりました。だから何かそのモニタリングできるようなところがあるので、その
1:37:08	ユーザーじゃなくても、巡視もしますしもちろん、そういう監視盤があるのでいわゆる、
1:37:15	そういうような主事が迅速にできるということで、理解いたしました。
1:37:22	あとは、
1:37:23	別途定める通報、
1:37:26	系統という各会要領に説明されてるってということなんですかね、異常時。
1:37:33	そっちのところなんですけど。
1:37:38	はい。ろ過助創造センターです。こちらの別途定める通報計装というのは我々が定めている文書で非常に耐措置要領というのがございます。
1:37:47	こちらの方で、異常時の通報系統がありまして、
1:37:53	ここで6ヶ所センターの方では装飾業務を行っている厚生勤務者の方に連絡が集約しまして、放射線管理設備の警報
1:38:04	吹鳴であれば安全管理課長につきまして、核燃料物の使用に関わる事象に関しては、分析確立をすることとなっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:13	その後、センターの中の管理職にそれぞれ通報する系統が今、ちょっと生かされております。
1:38:19	この分析課長と言われたところを今回の組織改正に合わせて、設備課長に修正するような計画を持っております。
1:38:28	作成しただけなのでその別途その下部要領で、内容で定める系統があって、
1:38:35	それぞれの自治体ですかね、自治体によって誰々に
1:38:42	施工するって名前。
1:38:44	決まってるんで他のところでいろいろ、
1:38:49	こういう場合は誰々っていう条文をあえてこの 20 条に定める方法で、通報云々かんぬんっていうところが変更されてますけれどもそれをしたところで実際、
1:39:01	の変更はない。もちろんその相手先が司会者によって変わったりするとは思いますが、実際の変更はないっていう理解ではよろしいですか。
1:39:10	はい。
1:39:11	承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:14	先ほどの、そうすると
1:39:18	医療Gが何かあった場合その会議規定とかで、通報系統で一番最初に受けるのが説明課長なんで、
1:39:28	設備課長がそのユーザーというか実際分析をやる分析課長に指示した方が基本的にこれまで通り、すとフロー。
1:39:39	になるし、その方が早い、早く異常対応ができるとそういう理解になるんですか。
1:39:47	直轄センターです。こちらの方は先ほどちょっとお話しました通り、この警報を管理する部屋で、交替勤務者が24時間、完成しておりますので、
1:39:58	ここの、ここで設備課長のパンサー挟むことによって、対処が遅れるということは全くなく、この交替勤務者が設備課長に非常通報しますので、
1:40:10	これまで通りの改正を組んで、対応できるかと思っております。計画せんで、これまでは工程勤務者が報告する先が分析課長だったから分析課長がそのまま判断して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:25	アノテーションを自分でやってたんですけど、報告先が設備課長になる んで、
1:40:31	設備課長が一番最初に情報を受けるんで、
1:40:34	その人が判断した方が一番早く、今までのフローとも変わらないで、実 際その管理してあげてるのが
1:40:42	行政課長なんでそこはもう変わらないから、全体的なフローというか速 度的には変更はないっていうそういうことです。わかりました。
1:41:00	で後はあれですか、
1:41:05	そうそう。
1:41:06	周辺監視区域、
1:41:10	ないのん半分。
1:41:14	周辺が堰外への運搬の件なんですけれども、これは、
1:41:20	廃棄物、周辺区域外に出すっていうのは、基本的にはないんですかね、6 ヶ所、
1:41:29	路線だったんだよ。
1:41:31	6月センターです。はい。衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:34	6月センターの方では数年間水害に廃棄物を運搬することはありません。
1:41:40	原価計算なので落としても、
1:41:44	問題ないし、
1:41:47	これも実態に合わせたような変更になってるってそういうことですか。
1:41:51	はい。その通りになります。
1:41:53	麻生なあ。なるほどね。いえ、そういうことなので
1:42:00	容積カーを狭めたことにせっきやく職務間から通ったことによって、
1:42:07	変更、上野部長の、後程権限からももちろん頭撮りますよってそういうことなので、備考欄がこういう説明になってるとい、そういうことです、説明理由。
1:42:23	その通りになります。はいです。なるほど。
1:42:36	はい。あとはあれ、消防、
1:42:40	監視区域図。
1:42:44	とかの所要の見直しとか、何となく
1:42:48	設備とかの配置とかが変わってるので、
1:42:52	最新化とかなのかな。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:54	という。
1:42:56	理解はしてるんですけども、そういうような位置付けなんですけど変更 なのでしょうへの見直しということで、
1:43:02	何ですかね。公開センターです。
1:43:06	現在の日本原燃の方の周辺は、
1:43:11	農区域図と、うちで今現在使ってるものが、
1:43:16	動態がちょっと違うの確認しましたので具体的に言いますとその周辺監 視区域図に武笠層構成を、原燃の野末丹でそれが今、簡略されていたり とか、
1:43:28	そのあたりの更新が上手くちょっといってなかったのが今回、今回の変 更に合わせて、修正するようなことなので最新版の情報に、
1:43:39	反映するという考えが多分、言い方として正しいと思います。動向はそ んなに設備関係で区域は変更ないっていう
1:43:51	はい。
1:43:55	あとは、
1:43:56	まず、
1:44:00	政省令、それから 21 ページのところなんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:08	組織、顧問、吉井で、放射線業務従事者の
1:44:15	教育の中で使用、
1:44:19	使用時間の業務に従事する者を使用等の業務に関するものって書いて、 これは
1:44:25	んなんのはねってうかなんの。
1:44:28	組織改正によってこの統括は、
1:44:32	E L O C Aセンターです。こちらの方はですねこれまでの分析だったと ころが設備課と分割するということで、新たに設備課も今日、取り組む 項目をこうずらずら、
1:44:46	7秒だと思ったんですけど最終的にこれまでと同じということがわかり ましたので、その核燃料物法というふうな
1:44:56	記載に修正することに、
1:45:00	しました。
1:45:02	直接なるほどそういうことですね岩簡単に言うと9のところは分析か、 安全、
1:45:11	安全管理かみたいな感じでなっていたんですけど、それが分かれて、もち ろんその核燃料物の仕事、そうじゃないですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:20	に分かれたんでまあ言うても同じほど教育するから、その分、設備課を読めるようにこの等を入れたっていうそういうことはわかりました。
1:45:34	了解しました。
1:45:38	私からの確認は以上になります。年齢的に今日説明していたところとか、
1:45:48	説明いただいたところも含めて、ちょっと変更のところで補足があるところについても資料を作成いただくというご回答させていただきましたのでまた次回以降の資料を用いて、
1:46:02	面談させていただければと思いますし今検討いただくところも何点かあったと思いますので、その辺は検討していただいてまた次回面談しなければと思いますが、それでよろしいでしょうか。
1:46:20	協会の保木ヨシダですけれども、よろしくお願いいたします。
1:46:24	六ヶ所センターです。よろしくお願いいたします。それでは何か特に何かありますか。
1:46:42	はい、麻生であればこれが終了させていただきます。ありがとうございました。
1:46:47	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。